

令和元年6月21日	資料3
第45回レセプト情報等の 提供に関する有識者会議	

# レセプト情報等オンサイトリサーチセンター (厚生労働省、京都大学) の本格運用について

令和元年6月21日

厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室

# オンサイトリサーチセンターの第三者利用の開始に向けたこれまでの対応

## 平成25年 1月「レセプト情報・特定健診等情報データの第三者提供の在り方に関する報告書」

「より円滑なデータ提供のためには、探索的な研究や希少疾患の研究に有効で、患者や個人立の医療機関の情報を保護することができる、オンサイトセンターでのPrivacy Preserving Data Mining等を用いたデータの利活用について検討を進めることが望ましい。」

平成27年12月～ 試行利用開始し、オンサイト運用のための基本方針を策定

平成28年 9月 オンサイトのパフォーマンステストは概ね完了  
第三者利用本格運用開始に向けた準備として、オンサイトリサーチセンター諸規定等の整備を行った

平成28年12月 第三者利用の開始にあたり、まずは試行期間として厚労省オンサイトの運用を開始

平成30年 2月～ 厚労省オンサイトで第三者利用の試行利用開始

平成30年 8月～ 厚労省オンサイト試行利用報告

第三者利用の開始（厚生労働省、京都大学）



## 2: 一般開放の具体的なイメージ

- 「課題1: オンサイト機能の限界」を踏まえたイメージ
  - 利用期間は、これまでの試行利用を踏まえて、探索的解析の場合は**3か月**、それ以外の場合は**6か月**としてはどうか。
    - ・更に検討が必要な事項: 利用期間の延長を認めるか否か?
  - 京大に確保されている2アカウントのうち**1つを開放**し、京大の学外利用者専用のアカウントとしてはどうか。
    - ・更に検討が必要な事項: 利用期間の延長を認めた場合に、次の利用者の利用期間に直接影響することへの対応は?
  - 過去のオンサイト利用者からの意見(第42回有識者会議、東先生意見提供)も踏まえ、**10~15回程度は期間内に来ることができる者に利用を限定**してはどうか。
    - ・更に検討が必要な事項: 「10~15回程度来ることができる者」をどうやって判定するか?
- 「課題2: 利用者支援体制の限界(ハード)」を踏まえたイメージ
  - 平日の**9時~17時**を基本に、**NDBオンサイトリサーチセンター(京都)**がある建物への立入りが可能な平日の**8時~19時**を**一般利用時間の限界**としてはどうか。
- 「課題3: 利用者支援体制の限界(ソフト)」を踏まえたイメージ
  - 現時点でオンサイトにおけるデータ抽出に必須の知識である、**SQLの操作に通じた者に利用者を限定**してはどうか。
    - ・更に検討が必要な事項: 「SQLの操作に通じた者」の判定をどうやって行うか?

## オンサイトリサーチセンター（厚生労働省）の第三者利用の開始に向けた課題と対応

### 課題

試行利用の結果、オンサイトリサーチセンター(厚労省)については、以下のような課題が指摘された。

- 課題① SQLの知識を有しない利用者に対する支援体制の不備
- 課題② 複数の利用者グループの同時利用が困難であったり、利用日程の調整に手間を要する等、時間的・空間的な制約

### 対応(案)

1. (1) 当面の間、オンサイトリサーチセンター(厚生労働省)の利用依頼申出者や利用者について、支援側の負担が過大になることがないように、以下の全ての要件を満たす者に限定してはどうか。
  - ア 第三者提供の個票抽出の利用経験を有する者
  - イ SQLの知識を持ち、csvファイルをEXCELファイル等で加工できる者
  - ※ ただし上記技術を要しないような「探索的研究」については、この要件を満たさない者でも利用可能とする。
- (2) これらの要件に該当していることを有識者会議で審査できるよう、利用を希望する場合には様式1の「12 その他必要事項」にこうした要件を満たしていることを記載することとしてはどうか。
2. 当面の間同時に利用できる利用者グループ(申出)を2つまでに限定してはどうか。
3. 十分な周知期間を設ける観点から、平成31年9月審査分から一般開放を開始してはどうか。
4. 一般開放開始後も、継続的に利用の実態に係る課題等を把握し、有識者会議の意見を踏まえて必要な対応を講じることとしてはどうか。

## オンサイトリサーチセンター（厚生労働省、京都大学）の第三者利用の開始

- 厚生労働省と京都大学においてそれぞれ運用しているオンサイトリサーチセンターについて、以下の要件のもとで、2019年10月目途に、第三者利用（一般利用）を開始することとしたい。

1. (1) 当面の間、オンサイトリサーチセンター（厚生労働省、京都大学）の利用依頼申出者や利用者について、以下の全ての要件を満たすこと。
  - ア 原則として、第三者提供の個票抽出の利用経験を有する者
  - イ SQLの知識を持ち、csvファイルをMicrosoft Excelファイル等で加工できる者
  - ※ ただし上記技術を要しないような「探索的研究」については、この要件を満たさない者でも利用可能とする。
  - ウ オンサイトリサーチセンターにおけるレセプト情報・特定健診等情報の利用に関するガイドライン第5の4. 利用依頼申出者の範囲の者
- (2) これらの要件に該当していることを有識者会議で審査できるよう、利用を希望する場合には、様式1の「12 その他必要事項」にこうした要件を満たしていることを記載すること。
2. 利用期間については、探索的研究は3か月、それ以外の場合は6か月とする。
  - ※ オンサイトの利用については、原則延長申請は受け付けない。
3. 当面の間、各オンサイトリサーチセンターで同時に利用できる申出を2つまでとする。
  - ※ 京大オンサイトでは、そのうち1アカウントを一般開放する。
4. 利用申出の審査については、2019年9月の有識者会議から順次行い、要件を満たした申出から利用を開始する。
5. オンサイトリサーチセンターの利用時間は、原則、平日の9時から17時までとする。
6. 一般利用の開始後も、継続的に利用の実態に係る課題等を把握し、有識者会議の意見を踏まえ、必要な対応を講じる。